平成２５年（フ）第５７７１号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目17番６―514号
破産者　株式会社オルガ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６００６号
東京都新宿区西新宿７―21―９　天翔西新宿ビル201号
破産者　株式会社エン
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６００７号
東京都狛江市西野川４丁目37―３　クレセント・フラットⅠ102、開始決定時の住所東京都世田谷区給田３丁目26―37―501
破産者　太田　哲也
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７８号
東京都練馬区高松２丁目23番２号
破産者　有限会社山田オートセンター
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７９号
東京都練馬区高松３丁目10―３―202
破産者　山田　俊之
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６８０号
東京都江東区亀戸７丁目26番３号
破産者　株式会社サクラインターナショナル
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４６号
東京都町田市南大谷1327―80
破産者　大野　　誠
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１５５号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目６番７号
破産者　トビシマ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５５８号
東京都立川市砂川町６丁目37―１―201
破産者　長瀬　久朗
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７８０号
東京都豊島区池袋２丁目33―17―303
破産者　李　　炯薫
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７４号
東京都千代田区一番町９番地９
破産者　株式会社クイントセンス
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７５号
東京都世田谷区代沢２丁目30―19―106、住民票上の住所東京都港区南青山２丁目28―５―205
破産者　佐藤　好彦（旧姓鳥巣）
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５４号
東京都新宿区富久町22―24―1001
破産者　小原　　章
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９１号
神奈川県川崎市多摩区中野島３丁目31―10―201
破産者　上別府秀樹
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０１号
埼玉県所沢市三ケ島５―1937―８
破産者　神田　一成
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０２号
東京都渋谷区恵比寿２―14―５　シルバラード６デザイン５Ｆ
破産者　株式会社アンビッシュ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１７２号
東京都府中市寿町１丁目３番の10　藤和府中コープ206
破産者　有限会社居魚家
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１７３号
東京都府中市府中町２丁目６―４　府中セントラルハイツＥ―501
破産者　田村　惠子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１７４号
東京都府中市府中町２丁目６―４　府中セントラルハイツＥ―501
破産者　田村　武美
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０７号
千葉県野田市日の出町17―６
破産者　高橋紘二郎
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４３号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3381―32
破産者　吉村　一義
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部